

大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則をここに公布する。

平成29年3月1日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第4号

大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）及び介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて（平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知）において使用する用語の例による。

(総合事業の目的)

第3条 総合事業の目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 要支援者等に対して、要介護状態等になることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び自立した日常生活を送るための支援を実施することにより、一人ひとりの生きがい及び自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活及び人生を送ることができるよう支援すること。
- (2) 住民主体の通いの場を充実させることにより、人と人とのつながりを通じて、参加者の増加及び通いの場の継続的拡大につながる地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーションに関する専門的知見を有する者を生かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても生きがい及び役割をもって生活できる地域を構築することにより介護予防を推進すること。

(総合事業の内容)

第4条 市長は、総合事業として次に掲げる事業及びサービスを実施するものとする。

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業

ア 訪問型サービス（第1号訪問事業）

(ア) 介護予防訪問型サービス（旧介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。）

(イ) 訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）

(ウ) 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）

イ 通所型サービス（第1号通所事業）

(ア) 介護予防通所型サービス（旧介護予防通所介護に相当するサービスをいう。）

(イ) 通所型サービスB（住民主体による支援）

(ウ) 通所型サービスC（短期集中予防サービス）

ウ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 地域リハビリテーション活動支援事業

(対象者)

第5条 前条第1号に掲げる事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 基本チェックリストにより事業対象者に該当する第1号被保険者

2 前条第2号に掲げる事業の対象者は、第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。

(第1号事業支給費)

第6条 市長は、前条第1項に規定する対象者に対し、第4条第1号ア(ア)及び(イ)並びに同号イ

(ア)に掲げるサービスに要した費用について、第1号事業支給費を支給する。この場合において、当該第1号事業支給費は、原則として指定事業者が代理受領するものとする。

2 前項の第1号事業支給費の額は、市長が別に定める。

(第1号事業支給費の審査及び支払)

第7条 市長は、第1号事業支給費の審査及び支払に関する事務を、神奈川県国民健康保険団体連合会に委託して行う。

(第1号事業支給費に係る支給限度基準額)

第8条 事業対象者が総合事業を利用する場合（指定事業者のサービスを利用する場合に限る。）

の支給限度基準額は、要支援1に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額とする。

(高額介護予防サービス費相当事業等)

第9条 市長は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業の実施に当たり、それらの利用者負担段階及び負担限度額等については、法第61条及び第61条の2の規定を準用する。

(不正利得の返還等)

第10条 市長は、利用者又は指定事業者が偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受けたとき又は指定事業者が第1号事業支給費の支払いを受けたときは、当該支給費の額又は支払い額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

2 この規則を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。